# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	T		サウザのアロルダナのナルナダ海」と思うの落海にはの知路のは					
1		D対象とした政策	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特 					
	の名称		例措置の延長					
2	対象税目	政策評価の	(法人税:義)(国9)					
		対象税目	(法人住民税、事業税:義)(自動連動)(地7)					
		上記以外の	(所得税:外、個人住民税:外)					
		税目						
3	要望区分等	手の別	【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】  【 <mark>単独</mark> ·主管·共管】					
4	内容		(現行制度の概要)					
			跡地利用特措法に基づき、特定駐留軍用地等内の土地について、					
			特定事業の用に供するため、沖縄県、関係市町村等により買い取られ					
			る場合、譲渡所得から特別控除(最高 5,000 万円)。					
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
			(要望の内容)					
			・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・					
			ため、特定駐留軍用地等内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措					
			置を延長					
			直を延収   (法期限(R4.3.31)を迎える跡地利用特措法の延長が必要)					
			(					
			/周次々で					
			(関係条項)					
			・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に					
			する特別措置法(平成七年法律第百二号)第 14 条、第 15 条、第 16					
			条					
			・沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令					
			(昭和四十七年政令第百五十一号)第34条の3、第63条の3、第63					
			条の 4					
			・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 33 条の4、第					
			65 条の2、第 68 条の 73					
5	担当部局		内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付政策調整担当参事官室					
	前/声字 按照	キサロアンフドノンナニシナ	一位,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一					
6	評価美施師  象期間	寺期及び分析対	評価実施時期:令和3年8月、分析対象期間:平成 25 年度~令和 13 左度					
		7 - 47 - 17 - 17	年度					
7	創設年度人	及び改正経緯	・平成 24 年度  沖縄の特定駐留軍用地における公共用地先行取得に					
			係る特例措置として、譲渡所得控除(最高 5,000 万円)を創設					
			・平成 27 年度 特定駐留軍用地跡地に係る同様の特例措置を創設					
8	適用又は延	近長期間	改正法の法期限まで					
J		_ (77)1-0	NATION C					
9	必要性	政策目的及	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)					
	等	びその根拠	駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うた					
			めに、返還前から公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効か					
			つ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的な発展及び潤いのあ					
			る豊かな生活環境の創造に資するため。					

## (政策目的の根拠)

- ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号)
  - 第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ 大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の 有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖 縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図 ることを目的とする。
  - 第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後にようや〈返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。
  - 2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない
  - 3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。
  - 第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。) にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留 軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的 に策定し、及び実施する責務を有する。
  - 2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上 又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。
- ·沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日 内閣総理大臣決定) 沖縄の振興に関する基本的な事項
  - 8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的事項

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、国の責任を踏まえ、沖縄県及び関係市町村と密接に連携しつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するため、支障の除去に関する措置、駐留軍用地への立入りのあっせん、給付金の支給、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化、跡地利用に関する協議等に取り組む。

- ·新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月 内閣府公表)
  - 9 駐留軍用地跡地の利用の推進

駐留軍用地跡地の利用については、平成24年に施行された跡地利 用特別措置法に基づき公有地の先行取得が進展し、平成27年3月に

			今 り り う い り り う う つ つ の の 用 要 を ま き き き き き き き き き き き き き き き き き き	村において着実に進められてきた。 今後、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて返還される沖縄本島中南部の駐留軍用地の面積は約1,000へクタールの規模であり、引き続き、返還の時期を踏まえつつ、計画的かつ効果的な跡地利用の推進を図ることが重要である。 このため、跡地利用特別措置法を延長・拡充するとともに、特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について必要な措置を講ずる。 また、今後の跡地利用のモデルケースとして整備が進められている西普天間住宅地区跡地の健康医療拠点については、着実に整備を進							
		政策体系に おける政策 目的の位置 付け	【政策】9.沖	<b>中縄政策</b>		施策の推	進				
		達成目標及びその実現による寄与	【施策19.沖縄振興に関する施策の推進  (租税特別措置等により達成しようとする目標) ・測定指標:特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績 ・達成目標:令和13年度までに57.5ha ( ) ( )特定事業の見通しの面積合計値(R3.3.31現在)に基づく。 ただし、特定事業の見通しは、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加する可能性がある。  【特定駐留軍用地等の土地取得実績】 (単位:ha)  平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和1年度 令和2年度 6.6 7.1 4.9 5.3 3.6 (20.9) (28.0) (32.9) (38.2) (41.8)  下段( )は制度開始(平成25年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1跡地指定解除)26.7haについては含めていない。  (政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 本特例措置により、返還が見込まれる駐留軍用地等において、地方公共団体等による公共用地の確保が推進されることで、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に寄与する。							主 . 1 方	
10	有効性   等	適用数			I			1		(単位:件	<b>‡</b> )
			<u>年度</u> 所得税	H25-28 計 708	H29 543	H30 216	R1 156	R2 80	R3 35 2	R4-13 35 /年	
			法人税	計3	2	2	1	1	1 2	1 /年	

1 土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握 することが困難なため、適用数については、地方公共団体等に土 地を売却した件数を記載。 2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値 41.8ha との差(57.45ha-41.82ha))を令和 13 年度までに同水準で取得 すると仮定し、過去実績(H25~R2)から1件あたりの売却面積を400 m<sup>2</sup>/件と設定して試算。(なお、法人は過去実績(9件/9年)から1件 /年と試算)。 適用額 (単位:億円) 年度 H25-28 H29 H30 R1 R2 R3 R4-13 所得税 7.9 7.9 35.5 38.3 計 163.9 127.6 21.5 /年 法人税 0.2 0.2 計 0.4 0.9 0.2 0.6 0.1 /年 1 土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握す ることが困難なため、適用額については、地方公共団体等への土地売 却額を記載。 2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定し、過去 実績(H25~R2)から㎡あたりの買取り単価を 56,726 円 / ㎡と設定して 試算。(なお、法人は過去実績(2.2 億円 / 9件)から 0.2 億円 / 件と仮 定)。 減収額 (単位:億円(推計)) 年度 H25-28 H29 H30 R1 R2 R3 R4-13 所得税 1.4 1.4 計 28.7 22.3 6.7 6.2 3.8 /年 個人 0.4 計 9.2 7.2 2.0 2.2 1.2 0.4 住民税 /年 法人税 0.04 0.04 計 0.1 0.2 0.04 0.02 0.1 /年 2 法人 百万円 百万円 百万円 百万円 計 0.01 0.02 0.02 住民税 未満/年 未満 未満 未満 0.01 百万円 事業税 計 0.02 0.05 0.03 0.01 0.01 未満 /年 1 (契約金額 - 取得費)×税率。 取得費を契約金額の5%、所得税率を長期譲渡所得15%、短期譲 渡所得30%、法人税率を25/26年度は25.5%、27年度は23.9%、 28/29 年度は 23.4%、H30 年度以降は 23.2%に設定。

2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値

## │41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定。

## 効果

(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)

## 1 政策目的の達成状況

・キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)における取組

平成 25 年 5 月に内閣総理大臣がキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)を跡地利用特措法に基づ〈「特定駐留軍用地」に指定(その後「特定駐留軍用地跡地」に指定)、平成 26 年 6 月に宜野湾市が「特定事業の見通し」を公表し先行取得を開始、平成 27 年 3 月に返還、平成 30 年 3 月に支障除去措置が終了し地権者へ土地を引き渡し、同年 4 月に「特定駐留軍用地跡地」の指定解除(先行取得終了)、平成 31 年 2 月に土地区画整理事業認可、令和 2 年 3 月から造成工事に着手した。

このように租税特別措置により必要な公有地が確保されたことから、駐留軍用地返還後の迅速かつ円滑な事業着手が可能になった。

(同地区内の沖縄健康医療拠点の核となる琉球大学医学部及び同病院の移転整備について、先行取得により必要な用地が確保できており、令和元年度から造成工事、同2年度から建設工事に着手。)

## 2 達成目標の実現状況

過去の実現状況

【特定駐留軍用地等の土地取得実績】(単位:ha)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和1年度	令和2年度
6.6 (20.9)	7.1	4.9	5.3	3.6
	(28.0)	(32.9)	(38.2)	(41.8)

下段()は制度開始(平成25年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1跡地指定解除)26.7haについては含めていない。

今後の実現見込み

【特定駐留軍用地等の土地取得見込み】 (単位:ha)

			, ,	
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7~13年度
1.4	1.4	1.4	1.4	1.4 / 年
(43.2)	(44.6)	(46.0)	(47.4)	(R13 57.5)

下段()は制度開始(平成25年度)からの累計。

土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値 41.8ha との差)を令和13年度までに同水準で取得すると想定。

ただし、達成目標(特定事業の見通し)は、今後の各跡地利用計画 等の進捗により増加する可能性がある。

(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)

過去の実現状況

【特定駐留軍用地等の土地取得実績】 (単位:ha)

			I = 1	_					
			平成 28 年度	平成 29 年	下度 平成	30 年度	令和1年度	令和25	年度
			6.6	7.1		4.9	5.3	3.6	;
			(20.9)	(28.0)	) (3	2.9)	(38.2)	(41.8	8)
			下段()は		•	-			
			宅地区跡地(	H30.4.1 跋	<b>が地指定解</b> 降	余)26.7	'ha について	ては含めて	てい
			ない。						
			今後の	実現見込み	<b>,</b>				
			【特定駐留軍用	用地等の土	地取得見起	1) 【代2	単位:ha)		_
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和65	丰度 令和7	~ 13 年度	
			1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1/年	
			(43.2)	(44.6)	(46.0)	(47.	4) (R1	3 57.5)	
				* == 00.16.		<u> </u>	- 8-1		
			下段()は 土地取得残	,				の宝績値	首
			41.8ha との差)	•					<b>=</b>
			ただし、達成	,目標(特定	事業の見	通し) は、	今後の各跡	地利用計	画
			等の進捗により	〕増加する	可能性があ	る。			
	_	 │ 税収減を是	本特例措置	により th <sup>-</sup>	<u></u> 方公共団体	生による	小共田地先	-行取得力	<u>"</u>
		認する理由	滑に行われる						
		等	今後返還さ						
			経済効果が見	込まれるこ	とから、税し	収減を補	うに余りある	効果が期	月待
			できる。						
			<駐留軍用地	跡地利用は	に伴う経済流	皮及効果	等に関する	検討調査	:
			H27.1 県公表						
			対象(キャン)				間飛行場、		
			教権による直接		『覇港湾施記 ₹/5地区合		隊 1 770 億₽	7	
			活動による直接					<b>-</b>	
							返還後8	900 億円	/年)
			活動による経済		•	,	"二"黑丝 0.00	oo /≕ □ / /	<del>-</del> ∖
			生産誘発額 所得誘発額	,					
			雇用誘発人	•			区遗後 80,50 区還後 80,50		1 /
			税収効果	18倍(返	還前 57 億	円/年	返還後 1,00	4 億円/年	Ξ)
4.1	和北州	 租税特別措	<u>★</u> #±/5□+#=	I- FI1	いいちゃく	₩ 台 +D +	に起えばってっ	レブサナ	/\ <del>++</del>
11	相当性	世紀行が行る	本特例措置 団体等による						
		べき妥当性	の推進を図るこ					ᅝᄼᄌᆍ	<del></del>
		等	77,E C E 3 C			~ — 11/3	0		
	-	他の支援措							
		置や義務付							
		け等との役割の出							
		割分担							

			地方公共団 体が協力す る相当性	本特例措置により、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
12	12 有識者の見解		Ĭ	
13	ョ 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			平成 26 年 8 月 (H26 内閣 07)

#### 【各実績 (H25~R2) と今後の見通し(推計)】

【測定指標】特定駐留軍用地(跡地)における土地取得実績

【達成目標】57.5ha (特定事業の見通し (R3.3.31)) ※今後の各跡地利用計画等の進捗により増加

#### ○公共用地の取得実績

(/II/D+24/II) X/II4									
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計(A)
取得実績(mi)	45,004	49,436	48,366	66,440	70,824	49,279	53,143	35,695	418,188
H25からの累計	=	94,439	142,806	209,246	280,070	329,349	382,493	418,188	_
(参考)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
西普天間住宅地区(26.7ha)を 含めた土地取得実績	45,004	142,284	48,366	103,573	208,325	49,279	53,143	35,695	685,670

#### 今後の見通し等

目標値(B)	取得残(B-A)	R3~R13の各年度
574,500	156,312	14,210

取得残をR13まで毎年度、同水準で取得するものと仮定

#### ○適用件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
件数	45	268	105	293	545	218	157	81	1,712
所得税(個人)	45	268	103	292	543	216	156	80	1,703
法人税(法人)	0	0	2	1	2	2	1	1	9
		H25-H28	個人	708					※売却件数
		HZ3-HZ0	法人	3					

	R3~R13の各年度	
牛数 (e/400)	36	
所得税(個人)	35	
法人税(法人)	1	実績(9年で9

9件)に基づき年1件と試算

1件あたりの売却面積(a	a/b)m <sup>2</sup> 400
T 11 02/C / 02/CMFITTING(C	700

#### ○適用額

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
適用額(円)	1,877,326,932	5,698,117,555	2,270,666,448	6,581,891,723	12,842,153,105	3,614,513,826	3,853,106,786	2,157,434,158	38,895,210,533
所得税(個人)	1,877,326,932	5,698,117,555	2,228,008,348	6,581,802,459	12,756,896,950	3,554,271,826	3,833,305,386	2,149,811,758	38,679,541,214
法人税(法人)			42,658,100	89,264	85,256,155	60,242,000	19,801,400	7,622,400	215,669,319
·		H25-H28	個人	16,385,255,294					※売却契約額
		1123-1120	法人	42.747.364					

	R3~R13の各年度	
箇用額(d*e)	8.1億円	
所得税(個人)	7.9億円	
注人粉 (注人)	0.2倍四	宝结

0.2億円 実績 (9件で2.2億円) に基づき1件0.2億円と試算

1 ㎡あたりの単価(c/a)円
-----------------

#### ○減収額(推計)

## ・所得税

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
									38.679.541.214
a契約額(個人)	1,877,326,932	5,698,117,555		6,581,802,459	12,756,896,950	3,554,271,826	3,833,305,386	2,149,811,758	
b取得額(5%)	93,866,347	284,905,878	111,400,417	329,090,123	637,844,848	177,713,591	191,665,269	107,490,588	1,933,977,061
c=a-b	1,783,460,585	5,413,211,677	2,116,607,931	6,252,712,336	12,119,052,102	3,376,558,235	3,641,640,117	2,042,321,170	36,745,564,153
d長期譲渡所得割合	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%
e長期税率(15%)	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
f=c*d*e	206,257,217	626,037,930	244,785,707	723,126,182	1,401,568,376	390,498,960	421,155,680	236,194,443	4,249,624,494
g短期譲渡所得割合	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%
h短期税率(30%)	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
i=c*g*h	122,523,742	371,887,642	145,410,965	429,561,337	832,578,879	231,969,551	250,180,676	140,307,464	2,524,420,257
f+i所得税計	328,780,959	997,925,572	390,196,672	1,152,687,519	2,234,147,255	622,468,511	671,336,356	376,501,907	6,774,044,751
•	•		H25-H28	2,869,590,722					•

	R3~R13の各年度
a契約額(個人)	786,076,46
b取得額(5%)	39,303,82
c=a-b	746,772,63
d長期譲渡取得割合	77.1
e長期税率(15%)	15
f=c*d*e	86,364,25
g短期譲渡取得割合	22.9
h短期税率(30%)	30
i=c*g*h	51,303,28
f+i所得税計	137,667,53

#### (備考)

※(契約額-取得額)×税率

※県の契約実績に基づき長期・短期譲渡所得の割合を設定(長期77.1%、短期22.9%)

※土地取得残15.6ha(達成目標57.5haと令和2年度までの実績値41.8haとの差)を令和13年度までに同水準で取得すると仮定

#### ・個人住民税

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
a契約額(個人)	1,877,326,932	5,698,117,555	2,228,008,348	6,581,802,459	12,756,896,950	3,554,271,826	3,833,305,386	2,149,811,758	38,679,541,214
b取得額(5%)	93,866,347	284,905,878	111,400,417	329,090,123	637,844,848	177,713,591	191,665,269	107,490,588	1,933,977,061
c=a-b	1,783,460,585	5,413,211,677	2,116,607,931	6,252,712,336	12,119,052,102	3,376,558,235	3,641,640,117	2,042,321,170	36,745,564,153
d長期譲渡所得割合	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%
e長期税率(5%)	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
f=c*d*e	68,752,406	208,679,310	81,595,236	241,042,061	467,189,459	130,166,320	140,385,227	78,731,481	1,416,541,498
g短期譲渡所得割合	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%
h短期税率(9%)	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%
i=c*g*h	36,757,123	111,566,293	43,623,289	128,868,401	249,773,664	69,590,865	75,054,203	42,092,239	757,326,077
f+i住民税計	105,509,529	320,245,603	125,218,525	369,910,462	716,963,123	199,757,185	215,439,430	120,823,720	2,173,867,575
			H25-H28	920.884.119					

	R3~R13の各年度
a契約額(個人)	786,076,460
b取得額(5%)	39,303,823
c=a-b	746,772,637
d長期譲渡取得割合	77.1%
e長期税率(5%)	5%
f=c*d*e	28,788,085
g短期譲渡取得割合	22.9%
h短期税率(9%)	9%
i=c*g*h	15,390,984
f+i住民税計	44,179,069

#### 法人税

· /4/\/\/\/									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
a契約額(法人)	0	0	42,658,100	89,264	85,256,155	60,242,000	19,801,400	7,622,400	215,669,319
b取得額(5%)	0	0	2,132,905	4,463	4,262,808	3,012,100	990,070	381,120	10,783,466
c=a-b	0	0	40,525,195	84,801	80,993,347	57,229,900	18,811,330	7,241,280	204,885,853
d法人税率	25.5%	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	23.2%	23.2%	
c*d法人税	0	0	9,685,522	19,843	18,952,443	13,277,337	4,364,229	1,679,977	47,979,351
			H25-H28	9,705,365					

	R3~R13の各年度	
a契約額(法人)	20,000,000	0.2億円
b取得額(5%)	1,000,000	
c=a-b	19,000,000	
d法人税率	23.2%	
c*d法人税計	4,408,000	法人税額

R3~R13の各年度

#### ・法人住民税、事業税

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
a法人県民税	0	0	309,937	635	606,478	457,062	43,642	16,800	1,434,554
b法人市民税	0	0	939,496	1,925	1,838,387	1,287,901	261,854	100,799	4,430,362
c=a+b法人住民税	0	0	1,249,433	2,560	2,444,865	1,744,963	305,496	117,599	5,864,916
d事業税	0	0	2,323,188	2,883	5,034,555	3,442,403	1,108,793	311,788	12,223,610
c+d計	0	0	3,572,621	5,443	7,479,420	5,187,366	1,414,289	429,387	18,088,526
	LISE LIGE   法人住民税			※法人ごとに試算					

b法人市民税(6%)	264,480
c=a+b法人住民税	308,560
d事業税	1,122,000
c+d≣†	1,430,560

a法人県民税(1%)

(契約額(0.2億)-取得費)×税率 1,430,560

44,080 (法人税額) ×1% (法人税額) ×6%

0	3,572,621	5,443	7,479,420	5,187,366	
H25-H28	法人住民税	1,251,993	3		
	事業税	2.326.071			